

第7回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和2年7月29日

出席者	1. 若杉伸児	2. 森田正春	3. 藤田博文	4. 田野敏広
	5. 中田辰美	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 甲斐奉文
	9. 黒木謙志	10. 菊池勇夫	11. 富井保徳	12. 黒木良昭
	13. 藤本政嗣	14. 中谷茂己		

議事録署名人 1番 若杉 伸児 委員 2番 森田 正春 委員

開催時間 開会 PM 14:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和2年第7回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日の総会は、新委員での初めての総会になります。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>本日は、欠席の届けはありません。ただ今の出席委員は14名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和2年第7回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。1番若杉伸児委員、2番森田正春委員、よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>

局長	<p>2 ページをお開きください。議案第 28 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 7 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 81 番から 85 番までの 5 件となっております。詳細は担当よりご説明いたします。</p>
事務局員	<p>4 ページをお開きください。受付番号は 81 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 72 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 75 歳の方です。申請地は、南郷神門字無田、畑 2 筆、2,079 m²になります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、今植わっているお茶の管理をしていくということであります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 9,937 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
中谷委員	<p>14 番、中谷です。直接譲受人から話を聞いてきました。譲渡人は高齢のため、以前に JA ファームに管理を頼んでいたそうで、譲受人もできれば頼んでみよいかということでした。何ら問題は無いと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 81 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 81 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 82 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>6 ページをお開きください。受付番号は 82 番です。申請人の譲受人が、日向市の 64 歳の方。譲渡人が、延岡市の 62 歳の方です。申請地は、西郷田代字木ノ下、畑 1 筆 444 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、野菜を作付けるということであります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営は、自作地のみ 7,136 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農</p>

地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

11番、富井です。譲受人は、今年定年退職を迎えました。日向市に住んでいますが、両親が西郷に住んでいるため、農作業をしに帰ってきているようです。購入する農地は野菜を作付けするということで、しっかり作ってくれるものと思っております。譲渡人の両親は亡くなっており、農地を相続したが県外在住で管理が出来ないため、今回の申請になったようです。よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号82番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号82番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号83番の説明をお願いします。

事務局員

8ページをお開きください。受付番号は83番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の71歳の方。譲渡人が、日向市の81歳の方です。申請地は、南郷神門字内竹、田2筆、3,279㎡になります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は水稲となっています。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて28,798㎡。家畜はありません。家族総数2名の労力2名となっております。9ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

4番、田野です。譲受人は71歳ですがまだまだ元気です。話を聞いたところ、譲渡人は高齢で体力も限界のため、自身で耕作が出来ないということで管理を頼まれたようです。対価について、申請書作成時は無償でとのことだったらしいのですが、その後の話で全部で4袋払うことになったそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号83番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 83 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 84 番と 85 番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号 84 番と 85 番は譲受人が同一で関連がありますので、あわせて説明いたします。

申請人の譲受人は、美郷町西郷山三ケの 66 歳の方です。

受付番号 84 番。譲渡人が、美郷町西郷山三ケの 82 歳の方です。申請地は、西郷山三ケ字松之越、畑 1 筆、1,021 m²になります。

受付番号 85 番。譲渡人は、美郷町西郷山三ケの 83 歳の方です。申請地は、西郷山三ケ字岩屋谷、田 2 筆、2,315 m²になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画はシキミ栽培をするということです。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 11,668 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。数日前に譲受人と現地を見に行ったところです。84 番の譲渡人は 82 歳と高齢で、自分では管理できないということで預けることになったそうです。85 番の譲渡人も 83 歳と高齢です。日向市に息子さんがいるそうですが、会社勤めで定年にはまだまだ時間があるということで、親戚である譲受人に預けることになったそうです。譲受人は木炭等をやりながら、シキミの規模拡大を図っていて今回の申請になりました。双方とも何の問題もないと考えておりますのでご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 84 番と 85 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 84 番と 85 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 29 号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

12 ページをお開きください。議案第 29 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求めらる。令和 2 年 7 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図になります。受付番号は 86 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

14 ページをお開きください。受付番号は 86 番になります。受付月日が、令和 2 年 7 月 13 日。申請人は、美郷町長になります。申請地は、南郷鬼神野字床並上原、田 1 筆、現況地目は雑種地、221 m²になります。所有者は、南郷村となっております。調査月日は、令和 2 年 7 月 13 日。証明根拠は、土地の周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれるためとなっております。15 ページが地籍集成図、16 ページが現況写真、17 ページが航空写真です。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5 番、中田です。只今事務局の説明がありましたが、合併前の南郷村時代に国道を抜いた関係で、余り地となってしまい畦畔のような状況です。現況写真を見てもらうとわかるように、とても農地として使える感じではありません。問題ないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 86 番について質疑がある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 86 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 30 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長	<p>18 ページをお開きください。議案第 30 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 7 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 87 番と 88 番の 2 件となっております。詳細については担当よりご説明いたします。</p>
事務局員	<p>20 ページをお開きください。受付番号は 87 番です。申請人が、美郷町南郷水清谷の 71 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字折立、畑 1 筆、1,887 m²になります。申請の理由は、申請人の父親（亡）が昭和 40 年ごろに植林したもので、伐採の手続きを進めていたところ転用申請が必要であることが判明し、今回の追認申請になったとなっております。転用後の用途はすでに山林化しております。転用の時期は、着手が昭和 40 年 4 月 1 日から永年間となっております。21 ページが地籍集成図、22 ページが始末書、23 ページが現況写真、24 ページが航空写真となっております。本案件については隣接する農地もなく、過去に公共投資もされていない農地であり、始末書も提出されていることから追認もやむ終えないと考えております。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
藤田委員	<p>3 番、藤田です。始末書の内容のとおりであります。申請人は地区の役員を任されるような、大変まじめな方であります。しかし先代が行ったこととはいえ、このようなことになり大変反省しておりましたので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 87 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 87 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 88 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>25 ページをお開きください。受付番号は 88 番です。申請人が、東京都の 68 歳の方です。申請地は、北郷入下字下ノ平、田 1 筆、357 m²になります。申請理由は、申請地は進入路が急峻で、農作業機械の乗入が悪く、また圃場整備もされていないことから耕作条件が悪いため杉を植林したいということです。転用後の用</p>

途は山林。転用の時期は、令和2年10月1日着手の令和2年10月31日完了予定となっております。26 ページが地籍集成図、27 ページが土地利用計画図、28 ページが現況写真です。田の上に用水路が通っていますが、用水路組合には条件付で同意を受けているそうです。隣接する農地もなく、過去に公共投資もされていない農地であることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。申請地は昨年まで田として使用されておりました。所有名義は東京在住の 68 歳の息子になっていますが、管理しているのは 92 歳の父親になります。急峻な進入路を農業用機械で降りるのが困難になり、1 人で管理するのも厳しくなったため、今回の申請になったようです。周りに農地はなく影響はないと思います。用水路組合の同意も取れています。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 88 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 88 番に賛成の方の挙手を求めます。

<挙手、多数>

ありがとうございます。挙手多数で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 31 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

29 ページをお開きください。議案第 31 号、農地法第 5 条の規定による許可申請のついて。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 7 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 89 番の 1 件となっております。詳細については担当よりご説明いたします。

事務局員

31 ページをお開きください。受付番号は 89 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 61 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 92 歳の方です。親子になります。使用貸借での申請となっております。申請地は、南郷神門字長堀、畑 1 筆、989 m²になります。申請理由は、申請地は以前から住宅兼民宿が建っていたが、火事で消失したため新築したもので、その後転用申請が必要であることが判明したため今回の追認申請となりました。転用後の用途は、住宅兼民宿となっております。契約内容は、すでに建築を行っていますので記載しておりません。転用の時期は、

令和 2 年 3 月 21 日着手で永年間となっております。32 ページが地籍集成図、33 ページが始末書、34 ページが土地利用計画図、35 ページが平面図、36 ページが立面図、37・38 ページが現況写真となります。周辺に影響を受ける農地はなく、公共投資もされていない農地であり、始末書も提出されていることから追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

14 番、中谷です。譲受人は民宿を経営しておりましたが、火災で全焼したため民宿再開に向けて新築しました。その際転用申請が必要なことが判り、あわてて農業委員会や土地家屋士に相談したそうです。先程の事務局からの説明のとおりであります。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 89 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

私から 1 つよろしいでしょうか。申請地の中に民宿用体験農園がありますが、転用の対象になるのでしょうか。

事務局員

民宿用体験農園というのは、庭先の農地、ガーデニングとか販売しない農地は宅地としてみなします。県にも確認を取っております。

議長

判りました。

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 89 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 7 号、農地用途変更届について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

39 ページをお開きください。報告第 7 号、農地用途変更届について。農地用途変更届の提出があったので報告する。令和 2 年 7 月 29 日提出、美郷町農業委員会 会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

40 ページをお開きください。説明いたします。西郷田代字小原、田 1 筆、159 ㎡を、農機具倉庫を建築して農業用施設用地に用途変更したいということであり

ます。着工予定が令和 2 年 7 月 15 日、完了予定が、令和 2 年 9 月 20 日になって
おります。隣接する農地はありません。41 ページが地籍集成図、42 ページが位置
図、43 ページが建物の平面図になります。以上、報告になります。

局長

続きまして 44 ページをお開きください。報告第 8 号、農地の賃貸借合意解約書
について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 2 年 7 月 29
日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

45 ページをお開きください。北郷宇納間字池の原の 3 筆、農地法第 3 条で賃貸
借契約がなされていましたが、令和 2 年 6 月 30 日をもって合意解約が成立したこ
とを報告いたします。以上です。

議長

報告について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

以上で、すべての審議を終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和 2 年第 7 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 若杉 伸児

美郷町農業委員会 委員 森田 正春

